

人事委員会規則七―三六（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十六日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―三六（通勤手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―三六（通勤手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（短時間勤務職員その他の職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第八条の三 条例第十二条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第十七条又は同条例第二十二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。</p>	<p>第八条 条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等 回数分）の運賃等の額 にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（短時間勤務職員その他の職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第八条の三 条例第十二条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第十七条又は同条例第二十二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。 ）に規定する規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。</p>

2 条例第十二条第二項第二号に規定する規則で定める割合は、百分の五十とする。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 人事委員会規則七―一四（会計年度任用職員の給与及び費用弁償）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

<p>（通勤に要する費用弁償の額及び支給方法） 第九条 通勤に要する費用弁償の額及び支給方法についての規則七―三六（通勤手当）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八条第一項第二号 在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員</p>	<p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">一箇月当たりの平均通勤所要回数</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>次の表の上欄に掲げる通勤所要回数の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合とする。</p>	略	略	一箇月当たりの平均通勤所要回数	略	略	略
略	略	一箇月当たりの平均通勤所要回数						
略	略	略						

改正前

<p>（通勤に要する費用弁償の額及び支給方法） 第九条 通勤に要する費用弁償の額及び支給方法についての規則七―三六（通勤手当）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八条第一項第二号 交替制勤務職員に従事する職員等</p>	<p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">平均一箇月当たりの通勤所要回数</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>次の表の上欄に掲げる通勤所要回数の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合とする。</p>	略	略	平均一箇月当たりの通勤所要回数	略	略	略
略	略	平均一箇月当たりの通勤所要回数						
略	略	略						

